Olive アカウント規定

1【Olive アカウント】

(1) Olive アカウント（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の方法により以下の取引を申込み、全ての取引について当行が承諾したお客さま（以下「契約者」という）に対し、各種特典を提供するパッケージサービスをいいます。ただし、当行で新たに預金口座を開設するお客さまからのお申込みの場合については、①の取引は残高別金利型普通預金に限るものとします。

① 残高別金利型普通預金または普通預金
② SMBC ダイレクト
③ Olive フレキシブルペイ
④ Web 通帳（通帳不発行方式）
⑤ SMBC ID

(2) 本サービスにおいては、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」および「ジェイデビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、当行及び三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）が共同で提供する Olive フレキシブルペイの機能（Olive フレキシブルペイ会員規約により定められた機能をいい、以下「Olive フレキシブルペイ」という。）を一体化し、それらの機能を 1 枚で提供する「マルチナンバーレスカード」を発行するものとします。

(3) 本サービスは、当行が前記 (1) の申し込みを受け付け、当行所定の手続き及び後記(4)の三井住友カードによる入会審査等が完了した時点から開始するものとします。

(4) マルチナンバーレスカードの発行にあたっては三井住友カードによる入会審査等があります。当該審査の結果、承認されなかった場合、本サービスの契約を無効とします。その場合、マルチナンバーレスカードは発行せず、普通預金のキャッシュカード（「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」にもとづいて発行されるカード）を発行するものとします。

(5) 前記 (1) の取引のうちいずれか一つでも解約された場合は、当行は契約者に通知することなく本サービスを解約できるものとします。

(6) 前記 （5）の場合でも、当行が承諾した取引は継続され、各取引の規定等により取扱います。

2【基本特典・選べる特典】

(1) 基本特典・選べる特典（以下「本サービス特典」といいます。）とは、契約者に対し、次のような各種サービスを提供するサービスをいいます。

① 当行における契約者の預金、投資信託等の取引内容に応じたポイントを、当行所定

の方法により付与、累積し、累積したポイント（以下「累積ポイント」といいます。）の一部または全てを当行所定の方法により消化することにより、当行所定の取引等に利用できるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）

② 累積ポイントにかかわらず、契約者の取引内容に応じて、当行所定の基準により各種手数料の割引等を利用できるサービス（以下「その他サービス」といいます。）

③ その他当行所定のサービス

(2) 本サービス特典の内容については、商品説明書等に記載します。

3【ポイントサービス】

(1) 付与するポイントは、当行の提携先である三井住友カードが運営・提供する「Ｖポイント」とします。「Ｖポイント」には、三井住友カードが定める「Ｖポイント規約」（https://www.smbcgroup-point.jp/gph/term/term99.html）が適用され、契約者は、本サービスの利用により「Ｖポイント規約」に同意したものとみなされます。「Ｖポイント」は、三井住友カードが運営・提供するものであり、「Ｖポイント」に関連して、契約者が被った損害・損失について、当行は責任を負いません。本規定と「Ｖポイント規約」が矛盾し、または抵触する場合には、本規定が優先します。

(2) ポイント付与の対象となる当行との取引（以下「当行ポイント付与対象取引」といいます。）およびポイントの消化により特典が利用できる当行との取引（以下「当行ポイント消化対象取引」といいます。）は、次の条件を全て満たす当行所定の取引に限るものとします。

① 本サービスの取引店と同一の本支店での取引であること

② 本サービス申込書と届出の氏名・住所等が全て一致していて、当行で契約者本人の口座と認識している口座での取引であること

(3) 当行ポイント付与対象取引ごとに付与するポイント数（以下「当行付与ポイント数」といいます。）および当行ポイント消化対象取引ごとに消化するポイント数（以下「当行消化ポイント数」といいます。）は、当行所定の方法により決定します。

(4) 当行は、当行ポイント付与対象取引により付与されたポイントの消化ができる期限（以下「ポイント利用期限」といいます。）を当行所定の方法により定めることができるものとします。

なお、当行は事前に通知することなくポイント利用期限を変更する場合があります。

(5) 当行ポイント付与対象取引、当行ポイント消化対象取引、当行付与ポイント数、当行消化ポイント数等については、当行ホームページ等に記載します。

なお、当行は当行ポイント付与対象取引、当行ポイント消化対象取引、当行付与ポイント数、当行消化ポイント数等について、事前に通知することなく変更する場合があります。

(6) 累積ポイントの残高は、当社所定の方法により契約者に開示します。

(7) 契約者は、SMBC ダイレクトの利用を中止した場合には、本条に定めるポイントサービス （新たなポイントの付与、ポイントの残高の閲覧等）の提供を受けることができません。

この場合には、契約者の累積ポイントは失効します。

(8) 当行は、ポイントサービスの円滑な提供に必要な範囲内において、契約者の情報をポイントサービスに係る業務委託先に提供します。

4【その他サービス】

(1) その他サービスの利用に必要な取引内容および内容については、当行ホームページ等に記載します。

(2) 当行は、その他サービスの内容について、事前に通知することなく変更する場合があります。

5【カード特典】

(1) 当行および三井住友カードが定めたカード特典を契約者に対し提供します。

(2) カード特典の内容については、商品説明書等に記載します。

(3) 当行および三井住友カードは、前記 1.（5）に基づき当行が本サービスを解約した場合には、前記（1）のカード特典を当行所定の期間経過後に中止するものとします。

(4) 当行および三井住友カードは、カード特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

6【マルチナンバーレスカード】

Olive フレキシブルペイ会員規約にかかわらず、本サービスにおいてキャッシュカード機能の利用停止、キャッシュカード機能と Olive フレキシブルペイの分離および決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更することはできません。

7【届出事項の変更等】

(1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8【成年後見人等の届出】

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に書面によって当店に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に書面によって当店に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 【解約等】

(1) 本サービスを解約する場合には、当行所定の方法により当行に届出てください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

(2) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合には、前記(1)の手続きによらず、当行は契約者に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

① SMBC ダイレクトの利用が中止された場合

② 普通預金口座もしくは残高別金利型普通預金口座が解約された場合または残高別金利型普通預金に関する特約が解約された場合

③ Olive フレキシブルペイが解約された場合その他 Olive フレキシブルペイの利用が終了した場合

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が明らかでなくなった場合

⑤ 相続の開始があった場合

⑥ BOT、RPA、チートツール、その他の技術的手段を利用して本サービスもしくは SMBC ダイレクトその他の当行のサービスを不当に操作した場合

⑦ 他の事業者等からポイント等を取得する目的で少額の預金取引等を大量に繰り返した場合

⑧ 契約者が当行のネットワークまたはシステム等に負担をかけることによって、これらの稼働に支障をきたし、またはそのおそれを生じさせる行為を行った場合

⑨ 本規定に違反した場合

⑩ 本サービス申込時の申告に虚偽があった場合

⑪ その他当行が本サービスの提供中止を必要とする相当の事由が生じた場合

(3) 前記１.(1)①の取引が普通預金口座の契約者については、本サービスが解約となった場合、解約となった本サービスにおける普通預金口座に係る解約時点でのポイントサービスの累積ポイントは全て無効となります。

(4) 前記１.(1)①の取引が残高別金利型普通預金口座の契約者については、本サービスが解

約となった場合、解約となった本サービスにおける残高別金利型普通預金口座が解約されているときを除き、当該口座に関して、SMBCポイントパック（「SMBCポイントパック規定」に定めるサービスをいいます。）へ移行し、「SMBCポイントパック規定」が適用されます。なお、当該口座に係る解約時点でのポイントサービスの累積ポイントは引き継がれます。

(5) 当行は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本サービスの一部または全てのサービスの取扱を停止または廃止することがあります。
この場合、店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から停止または廃止します。ただし、緊急でやむをえない場合には、当行はこの期間を短縮できるものとします。本サービスの一部または全ての停止または廃止について、契約者は当行に対して一切の異議を述べないものとし、これにより契約者が被った損害・損失について、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

10【規定の変更等】

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるも のとします。

11【規定等の準用】

本サービスの利用にあたっては、本規定に別段の定めのある場合を除き、普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定、残高別金利型普通預金に関する特約、SMBCダイレクト利用規定、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、ジェイデビットカード取引規定、Olive フレキシブルペイ会員規約等により取扱います。

12【免責事項】

本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

13【準拠法・管轄】

本サービスの契約準拠法は日本法とします。本サービスに基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または三井住友カードの本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

（2024 年 4 月 8 日改定）